

財務省告示第二百三十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年七月二十九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年八月七日

財務大臣 伊吹文明

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第三百三

回）

二 発行の根拠 平成二十年度における公債の発

の法律及びその 行の特例に関する法律（平成二

十年法律第二十四号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）

第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適用等 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第 非価格

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札の募入の決定をした

四 発行方法

五

方募

イ

ロ

六

イ

発

入札発競争	価格競争額	行争額	札格競争	・第非	別参加者	債市場特	行及び国	争入札発	非価格競争	者・第加	特・参加	国債市場	入札発競争	価格競争	法入決定
-------	-------	-----	------	-----	------	------	------	------	-------	------	------	------	-------	------	------

後に行われる入札であつて、財務大臣が各限額を定め、ごとの発行（以下、国債市場特別参加者発行）以下、価格競争入札別参加者（以下、非価格競争入札）発行といふ。

各申込みのうち、応募価格の高いものからその応募価格の割当てる。各限額の範囲内において、各申込みの応募額を割り当てる。

額面金額で七千二百八十八億円のうち、平成二十年度における債の発行の特例に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で九百九十九億七千万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額





十四 初期利子

ものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについて、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成二十年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。)

$$\frac{\text{償還金額} \times 2.3 \times 1}{100 \times 2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

平成四十年六月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

十六 償還金額  
 十七 償還金額  
 十八 元利支  
 十九 払場所  
 入札参加

二十

者

込  
期  
日

平成  
二十年  
七月  
二十九  
日